

議案第 33 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成18年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成18年5月17日提出

生駒市長 山下 真

専第 5 号

専 決 処 分 書

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成18年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月生駒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,000円」を「8,800円」に改め、同条第3項中「450円」を「433円」に改める。

第9条の2第2項第1号中「104,970円」を「104,590円」に改め、同項第2号中「56,950円」を「56,710円」に改め、同項第3号中「52,490円」を「52,300円」に改め、同項第4号中「28,480円」を「28,360円」に改める。

別表第1中「12,470」を「12,400」に、「13,340」を「13,300」に、「10,740」を「10,600」に、「11,600」を「11,500」に、「9,000」を「8,800」に、「9,870」を「9,700」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項、第9条の2第2項並びに別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下同じ。)並びに平成18年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。